

平成28年度彩の木補助事業補助金取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、埼玉の木みんなを使って豊かな暮らし応援事業実施要領（平成26年4月17日制定、平成28年4月1日全部改正。以下、「実施要領」という。）第4の規定に基づき、一般社団法人埼玉県木材協会（以下、「木材協会」という。）が実施する彩の木補助事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付等の基準を定めるものとする。

(事業の内容)

第2 この事業は、さいたま県産木材認証制度により産地及び流通履歴を証明された木材（以下、「県産木材」という。）を使用して、新築、購入、増改築、内外装木質化（以下、「新築等」という。）を行う住宅、事務所、店舗、集合住宅等（以下、「住宅等」という。）を対象として、県産木材の使用量に応じた利用奨励のための補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3 補助対象者は、住宅等の新築等を行う者とする。

(補助対象住宅等)

第4 補助対象の住宅等は、次のすべてを満たすものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に適合すること。
 - (2) 新築等を行う住宅等が埼玉県内に所在すること。
 - (3) 平成29年2月28日までに、木工事が完了すること。
 - (4) 埼玉県内に、事業所又は営業所を有する住宅生産者等が住宅等の新築等工事（以下、「建築」という。）すること。ただし、補助対象者が木材を住宅生産者等に支給して建築する場合は、この限りでない。
- 2 新築及び購入の場合は、次のいずれかを満たすものとする。
- (1) 県産木材の使用量（単位：立方メートル）をすべての木材使用量（単位：立方メートル）で除して得られる数値が、0.6以上であること。
 - (2) 県産木材の使用量（単位：立方メートル）を延床面積（単位：平方メートル）に0.15を乗じて得られる数値で除して得られる数値（以下、「延床面積割合」という。）が、0.6以上であること。ただし、県産木材合板以外の合板を使用する場合は、その合板の使用量（単位：立方メートル）を延床面積割合から減ずることができる。
- 3 増改築の場合は、県産木材の使用量が3立方メートル以上であること。

4 内外装木質化の場合は、次のすべてを満たすものとする。

- (1) 工事請負契約の締結日が、平成28年4月1日以降であること。
- (2) 12ミリメートル以上の厚さを有する県産木材による施工面積（壁等にあつては垂直投影面積、床及び天井等にあつては水平投影面積のそれぞれの合計。以下、「実面積」という。）が15平方メートル以上であること。

（補助金の額及び限度額）

第5 補助金の額及び限度額は、次のとおりとする。

(1) 新築、購入、増改築の場合

ア 補助金の単価

県産木材1立方メートル当たり17,000円とする。

イ 補助金の額

県産木材の使用量（小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めとする。）に補助金の単価を乗じて得た額（1千円未満切り捨て。）とする。

ウ 補助金の限度額

1戸当たり（集合住宅の場合は1棟当たり。以下同じ。）340,000円とする。

(2) 内外装木質化の場合

ア 補助金の単価

実面積1平方メートル当たり3,000円とする。

イ 補助金の額

実面積（小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めとする。）に補助金の単価を乗じて得た額（1千円未満切り捨て。）とする。

ウ 補助金の限度額

1戸当たり340,000円とする。

2 前項(1)及び(2)はいずれかを選択するものとし、重複して補助金の交付を受けることはできない。

（補助金の申込み及び交付申請）

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、平成28年5月1日から平成29年2月15日までに、新築及び購入の場合は「申込書兼交付申請書【新築、購入用】（様式1-1）」を、増改築の場合は「申込書兼交付申請書【増改築用】（様式1-2）」を、内外装木質化の場合は「申込書兼交付申請書【内外装木質化用】（様式1-3）」を、別表1に掲げる関係書類を添えて木材協会に提出するものとする。

2 木材協会は、前項の申込書兼交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、申請者に通知（様式4）するものとする。

3 木材協会は、前項による申請者への通知の後、必要に応じて検査員を指名し現地検査を行うことができる。

- 4 申込み及び交付申請は先着順に受け付け、実施要領第3の規定に基づき交付される補助金総額（以下、「補助総額」という。）に達し次第終了する。
- 5 同日に前項の申込み及び交付申請が複数あり補助総額を超えた場合には、当該日の申請者の中から抽選により補助対象者を決定する。

（補助金利用上の条件）

第7 申請者は、住宅等の建築中及び完成後において、次の事項を承諾するものとする。

- （1）建築現場に、「県産木材を使用した建築物」であることを表示すること。
- （2）住宅等のうち事務所及び店舗については、県産木材を使用した建築物であることを完成後も継続して室内等に表示すること。
- （3）木材協会及び埼玉県が県産木材住宅等に関するアンケート等を実施する場合は、調査に協力すること。

（木工事完了の報告）

第8 第6の規定に基づき補助金の申込み及び交付申請を行った申請者は、住宅等の木工事完了後速やかに、新築及び購入の場合は「木工事完了報告書兼請求書【新築、購入用】（様式6-1）」を、増改築の場合は「木工事完了報告書兼請求書【増改築用】（様式6-2）」を、内外装木質化の場合は「木工事完了報告書兼請求書【内外装木質化用】（様式6-3）」を、別表2に掲げる関係書類を添えて木材協会に提出するものとする。

（補助金の利用辞退）

第9 申請者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに「辞退届（様式5）」を木材協会に提出するものとする。

- （1）平成29年2月28日までに木工事が完了できないことが明らかとなった場合。
- （2）補助対象住宅等の要件を満たさないことが明らかとなった場合。
- （3）その他の理由により、補助金を辞退する場合。

2 前項による届出があったときは、第6の規定に基づく交付申請はなかったものとみなす。

（補助金の交付決定及び交付）

第10 木材協会は、第8の木工事完了報告書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて検査員を指名し現地検査を行うものとする。

2 木材協会は、前項の審査及び現地検査において、補助対象住宅等の要件に適合すると認められるときは交付決定及び確定（様式7）を、適合すると認められないときは不適合（様式8）を申請者に通知するものとする。

3 木材協会は、前項による交付決定及び確定を通知したときは、申請者に対し速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、第6第3項及び前条第1項に定める現地検査の実施等事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年5月1日から施行し、同日の申込み及び交付申請から適用する。
- 2 彩の木補助事業補助金取扱要領（平成27年4月1日制定）は、廃止する。